

『泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例』

平成 5 年 9 月 28 日 泉佐野市条例第 28 号
改正 令和 5 年 3 月 27 日 泉佐野市条例第 2 号

(前文)

日本国憲法が保障する「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」及び世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする理念は人類普遍の原理であり、私たちはこの理念のもと差別をなくし、すべての人間が大切にされる社会の実現に向けて努力し続けなければならない。

泉佐野市では、平成 5 (1993) 年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定した。この条例は、包括的な差別撤廃条例として当時としては画期的なものであり、その後「差別撤廃条例を暮らしに活かそう」をテーマに不断の取り組みを重ねてきた。その間、我が国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 68 号)、部落差別の解消の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 109 号)、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成 31 年法律第 16 号) の制定など、差別の解消や人権尊重に関する法整備も進んできた。

しかし、それは一方で未だ法律を制定してまで取り組まなければならないほど深刻な差別の実態が存在していることでもある。また、時代の推移により、条例の制定時には想定していなかった形態での女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人に対する差別や人権侵害が新たな形態で生起し、さらに、感染症患者及びその家族に対する差別や人権侵害、性的指向や性自認に基づく差別や人権侵害、インターネット上の差別や人権侵害など、新たな対応が求められる事案も生起している。

いうまでもなく、差別や人権侵害は許すことのできない社会悪である。市、市民及び事業者は、差別や人権侵害を絶対に許さないという強い決意をもって、差別のないまちづくりに取り組まなければならない。差別や人権侵害を受けた人がその辛さや苦しみを乗り越えられるような、そして、差別や人権侵害行為を行ったものが自らの行為の責任を自覚し、変容していけるような地域社会を作っていかなければならない。

差別や人権侵害を許さず多様性が尊重され、誰もが安心して生活していける国際人権都市・泉佐野市をめざすため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめとするあらゆる差別及び人権侵害 (以下「部落差別等」という。) により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかに部落差別等の解消を推進するとともに、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際人権都市・泉佐野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第二条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民及び事業者 (市内で事業活動を行うものをいう。以下同じ。) の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第三条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすための施策に協力するとともに、部落差別等の行為及び部落差別等を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、市及び市民と連携し、部落差別等をなくすための施策に協力するとともに、自らも従業員の人権意識の高揚を図るなど、事業活動を行うに当たり、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第五条 市は、部落差別等をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上並びに差別解消及び人権擁護に資する人権教育及び人権啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第六条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第七条 市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細かな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、部落差別等を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第八条 市は、部落差別等をなくす施策を効果的に推進するため、国、大阪府及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。(相談体制の充実)

第九条 市は、国及び大阪府との適切な役割分担を踏まえ、部落差別等に関する相談に的確に対応するための窓口の設置その他必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(部落差別等に係る救済等)

第十条 市は、関係機関等と連携し、部落差別等による被害を受けた市民等の救済を行うことにより、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会の実現を図るとともに、部落差別等を行ったものがその責任を自覚し、部落差別等の被害者等の心情を理解することを促進する啓発等を行うものとする。

(部落差別等の行為に対する措置)

第十一条 市長は、前条の部落差別等を行ったものに対して同条に規定する啓発等を行っても、なお部落差別等の事案の解決が見込めないと認めるときは、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会に諮問し、その意見を聴き、当該事案の解消に必要な措置を講ずるものとする。

(インターネット上の部落差別等への対応)

第十二条 市は、インターネット上の部落差別等について、部落差別等の助長及び拡散を抑止するため実態の把握を行うとともに、部落差別等の書き込みを発見したとき又は市民若しくは事業者から部落差別等の書き込みの報告を受けたときは、適切な方法により除去を求めるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。